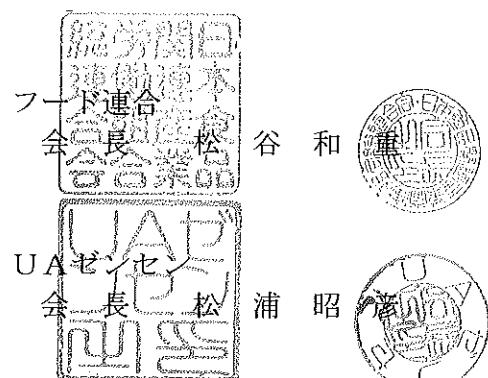


2018年3月13日

消費者庁
長官 岡村和美様



食の安全・安心に向けた取り組みについて

貴職におかれましては、消費者・生活者の視点に立ち国民全体の利益確保に向けた日々のご尽力に敬意を表します。

標記取り組みにおいて、私たち国民は全て消費者の立場にあり、“食”は命を支える一番大切なものであると考えています。私たちが消費者・生活者のみなさんに“食”をお届けするにあたり、安全で安心な“食”を、食品本来のあるべき「商品価値」に見合う「価格」で提供できる社会が、消費者・生活者の“食の安全・安心”につながると考え、様々な取り組みを推進しています。

その取り組みの中で、食品関連の労働者を組織するフード連合とUAゼンセンは、2003年から連携して公正な取引の実現に向けた取り組みを行っております。その間、大規模小売業告示（2005年11月1日）の施行、改正独占禁止法（2010年1月1日、課徴金の罰則強化など）の施行により、優越的地位の濫用行為が規制されてきました。また、下請等中小企業の取引条件の改善に向けて、①下請法運用基準の改正、②下請中小企業振興法に基づく振興基準の改正、③下請代金の支払手段についての通達の見直しが行われました（2016年12月14日）。

しかしながら、私たちが共同で実施している「取引慣行に関する実態調査」によると、依然として不公正な取引が行われている実態が浮き彫りになっています。消費者・生活者に対する“食の安全・安心”への理解促進に向けて、安全で安心な“食”的提供において、過度に(低)価格だけを求めるることは決して国民全体の利益には結びつかないと考えます。

貴職におかれましては、“食”的持つ文化や価値を適正な価格で消費者のみなさんにお届けするために、国民生活を支える流通小売業と食品関連産業の健全な発展と公正な取引の実現が、“食の安全・安心”的一端を担う取り組みであることにご理解を頂きますよう、下記への特段の配慮を要請いたします。

記

- “食”に係る「フードバリューチェーン」全体の健全な発展と公正な取引の実現が、“食の安全・安心”につながることを、消費者・生活者に対し理解を深める取り組みを行うことを求める。

以上